

令和7年度 茂原市予防接種(小児)のお知らせ

☆☆定期予防接種☆☆

定期予防接種とは、国が保護者に対し努力義務として定めた予防接種です。全ての予防接種が契約医療機関(別紙参照)で接種する個別予防接種となり、定期予防接種の対象期間中は無料で接種ができます。

消えない黒のボールペンでご記入ください。

★★予防接種を受けるための注意事項★★ 持ち物 ①母子健康手帳 ②予診票

- 原則として、住民登録のある市町村で接種することになっております。
- 冊子『予防接種と子どもの健康』の予防接種に関する重要事項(接種年齢、予防接種の効果、副反応、健康被害救済制度など)を接種する前に必ずお読みください。
- 内服中の薬がある場合や気になる症状等がある時は、かかりつけの医師にご相談ください。
(1) おたふくかぜ、水ぼうそう、風しん等の病気が治って1か月以内の方
(2) 発熱や下痢をしている場合 ※37.5℃以上の場合は接種できません。
(3) 2～3か月以内にけいれん(ひきつけ)を起こした場合
また、平熱が37.0℃以上の場合には、2～3日前から体温を測定し、予診票の裏面に日付、測定時間、体温を記入するようにしてください。
- 直接医療機関にお申し込みください。医療機関の指定した日に接種します。休診日の前日は接種できない場合があります。
- 「令和7年度 定期予防接種受託医療機関一覧」以外のかかりつけの医師で個別予防接種を希望する場合は、『千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業』に参加している医療機関での接種となりますので、お問い合わせください。

※接種の際には、必ず保護者(父母、親権者、後見人)の方がお連れください。
特別な理由により保護者以外がお連れする場合は、委任状が必要となります。
事前に健康管理課までご連絡ください。

【長期療養者に対する定期予防接種の機会の確保について】

長期療養者(免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病などにかかり、やむを得ず定期の予防接種ができなかった者)が快復し、主治医から予防接種の許可を得た場合、定期予防接種を行うことができます。

詳しくはお問い合わせください。市ウェブサイト長期療養について

その他、右記のQRコードから予防接種に関する情報をお伝えしています。
大切な命を守り育てるために、自分達にも出来ること…それが「予防接種」です。
予防接種で防げる病気は予防接種で予防していきましょう。



予防接種に関するお問い合わせ

〔住所〕〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地 茂原市役所 健康管理課
〔電話〕0475(20)1574
〔FAX〕0475(20)1600
〔電子メール〕kenkou@city.mobara.chiba.jp

定期予防接種予診票の配付時期

【配付時期と配付方法】	出生時	10か月頃	3歳になった翌月	小学校就学前4月上旬頃
	窓口	郵送	郵送	郵送
【予防接種名】				
ロタウイルスワクチン いずれかのワクチンを選択します。 ロタリックス：出生6週0日後～出生24週0日後までに2回接種 ロタテック：出生6週0日後～32週0日後までに3回接種 初回1回目標準的接種期間は生後2か月から出生14週6日後まで	○	希望するワクチンについて、ウェブよりご回答ください。後日希望する予診票を郵送させていただきます。		
小児用肺炎球菌(初回接種) 生後2か月～7か月未満の場合、27日以上の間隔で3回接種	○			
B型肝炎 対象者：1歳未満 標準として生後2か月～9か月未満で3回接種	○			
5種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ(初回接種) 対象者：生後2か月～7歳6か月未満 20～56日の間隔で3回接種	○			
BCG 対象者：1歳未満 標準として生後5か月～8か月未満で1回接種	○			
小児用肺炎球菌(追加接種) 生後2か月～7か月未満の場合 初回接種終了後60日以上あけて、生後1歳以降に1回接種		○		
MR(1期) 対象者：1歳～2歳未満で1回接種※2歳になると対象になりません		○		
水痘 ※水痘に罹患した場合は、定期予防接種対象外です。 対象者：1歳～3歳未満で2回接種※3歳になると対象になりません		○		
5種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ(追加接種) 初回接種終了後概ね6か月以上あけて1年半位までの間に1回接種		○		
日本脳炎(1期初回、追加) 対象者：生後6か月～7歳6か月未満 標準として3歳で2回接種、4歳で1回接種 ※2期は9歳～13歳未満			○	
MR(2期) 対象者：5歳～7歳未満の方で、小学校就学前の1年間にある方				○

【B型肝炎ワクチンについて】

*母子感染予防のために、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は、定期接種の対象外となります。

※紛失や再発行、その他 窓口にて予診票を申請する場合には、母子健康手帳が必要です。